土地改良事業計画の調査・報告書作成業務

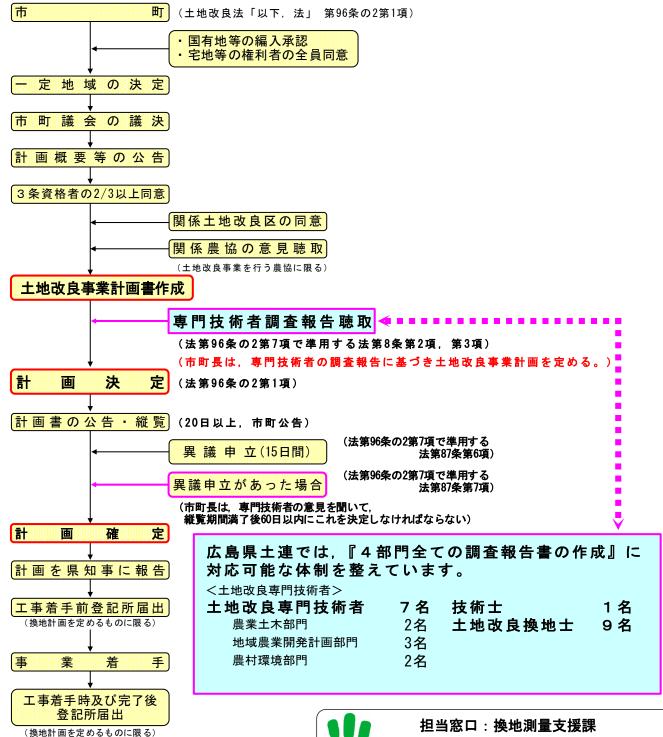
法手続きに必要な調査及び報告書の作成を支援します。

団体(市町)営土地改良事業の開始,変更,廃止の計画決定には, 調査報告書の聴取が必要です。

農林水産省令の定めによる農用地の改良、開発、保全又は集団化に関しての <mark>専門的知識を有する技術者</mark>が、土地改良事業計画を調査し、報告書を提出します。

支援実績:平成23年度8地区,平成25年度3地区,平成27年度1地区 平成24年度8地区,平成26年度3地区,

例:団体(市町)営土地改良事業の開始フロー (土地改良法の一部改正:平成 23 年 11 月 30 日施行)





話:082-502-7477